

# 幼保連携型認定こども園 神楽こども園 新入園児 募集要項

## 1 号 認 定 こ ど も

社会福祉法人 神戸保育会  
認定こども園 神楽こども園  
園 長 倉本 洋子

当園は、平成28年度4月から、幼保連携型認定こども園として運営しております。  
認定こども園とは、教育と保育を一体的に行う施設として、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

### 1. 平成31年度募集人員（1号認定こども）

5歳児（平成25年4月2日～平成26年4月1日生）	若干名
4歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生）	若干名
3歳児（平成27年4月2日～平成28年4月1日生）	空きなし
満3歳児（平成28年4月2日～平成29年4月1日生で、 満3歳の誕生日を迎えた者）	若干名

2号認定から1号認定への移行される方の第一優先として、在園児および満3歳になった在園児とします。

在園児の兄弟と卒園児の兄弟は、優先といたします。なお、募集人員を上回る申し込みがあった場合には、先着順とします。

\* 2号認定及び3号認定こどもについては、別途区役所にて募集があります。

### 2. 教育時間

月曜日～金曜日	8時～13時（5時間）
土曜日	8時～13時（事前に申し出が必要。別途料金がかかります）
預かり保育	7時～8時、13時～16時30分、16時30分～18時（希望者のみ、土曜日をのぞく）

### 3. 入園手続き

入園の手続きにあたり、保育園から園生活の説明と、ご家庭での様子をお聞きする親子面接を行います。（健康面・発育状態・アレルギーなど）

体操服、用品の申し込みをしていただきます。

必要な方は、預かり保育の申し込みをしていただきます。

入園金は徴収いたしません。

#### 4. 願書について

願書配布 平成30年 9月 3日～

願書受付 平成30年 10月 1日～

願書提出後、入園が内定した方は、居住する市町村から「子どものための教育・保育給付にかかる支給認定（1号認定）」を受ける必要があります。詳しい手続きについては、入園内定後にお知らせします。

#### 5. その他

入園に必要な費用

帽子、体操服代 約4,500円

個人用品代 約2,500円

(クレパス・粘土・粘土ケース・スケッチブック・出席ノートなど)

すでにご購入の方は、必要ありません。

### (毎月の費用)

#### I. 利用者負担額（保育料）

- ・所得に応じて居住する市町村が定める額を、毎月徴収します。
- ・神戸市の平成30年度の保育料は、別紙のとおりです。  
(平成31年度の保育料は、30年末に市会議決後決定されます。)
- ・金融機関からの口座引き落としとします。
- ・1ヵ月欠席の場合も納入願います。
- ・保育料は1年分を12ヵ月で割った額ですので、夏休み等でも必要です。
- ・在籍中は、必ず納入してください。

#### II. 給食費

月額4,000円（副食費 2,000円、主食費 2,000円）

新制度における保育料には、1号認定こどもの給食費が含まれておりません。

保育料とは別に徴収することが基本になります。

給食は、毎日あります。遠足はお弁当持参。

### Ⅲ. 預かり保育

当園では、通常の教育時間の前後や土曜日・夏春休みに預かり保育を実施しています。

預かり保育を希望される方は、入園後、別途申し込みをしてください。

神戸市の定める保育料のほかに、別途徴収します。

1. 7時～8時	月額	2,000円	日額	200円	
13時から16時30分	月額	1,000円	日額	100円	
16時半～18時	月額	1,000円	日額	100円	
18時～18時30分	月額	2,500円	}	日額	15分ごとに200円
18時30分～19時	月額	4,500円			

#### 2. 土曜日保育

午前8時から13時 日額 1,000円

午前13時から5時半 60分ごと 200円

#### 3. 夏休み（お盆前後2週間程度）・春休み（3月末1週間程度）の預かり保育

月曜日～金曜日の 8時～16時30分 日額 1,000円

土曜日については、通常の土曜保育に準ずる

延長保育 16時半～18時 日額 100円

18時～19時 日割15分ごと 200円

#### 4. 警報発令の預かり保育

月額保育料とは別に 日額 1,000円

### Ⅳ. その他の費用

・日本スポーツ振興センターの保険掛金 1年間 240円

・絵本代 1ヶ月 約420円（実費徴収）

・保育充実費 1ヶ月 100円

個人持ち保育用品を必要な都度購入していただきます。

行事にかかる費用等は、事前に保護者に説明・同意の上、徴収いたします。

\*この費用および時間設定は、30年度のものであり、次年度以降変更する可能性があります。

\*質問のある方は、職員室までお越しください。必要な方には、願書をお渡しいたします。

## 平成30年度 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

(単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)							
階層区分	定 義	①扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降				
		②同時在園及び小1～小3子ども <sup>(注1)</sup> で 年長者から何番目の子どもか		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子 以降		
1A1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0							
1A2	・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割がかかっている世帯(均等割のみ課税)		3,000	0		0				
1B1	所得割課税額 48,600円未満である世帯		10,100	5,050		0				
1B2	1A1階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯 (なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)		10,100	5,050		0				
1C1	所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯		19,200		9,000		0			
1C2	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯				14,700	9,000		13,700	9,000 0	
1C3	所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯				19,200			19,200		
1D	所得割課税額 211,201円以上である世帯		20,900		10,500	20,900	10,500	0		

※算定基礎となる市民税の所得割課税額は6%の税率で算定します。

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2、1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。(この場合、支給認定通知書の階層区分に「\*」と追記されます。)

扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子以降
1A2階層	0	0
1B1階層	3,000	0
1B2階層	3,000	0

(単位:円)

(注3) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 施設によっては、教育標準時間外に園児を保育する「預かり保育」を実施しています。時間や費用は各園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

問い合わせ先	神戸市行政事務センター	078-291-5952
	神戸市こども家庭局子育て支援部事業課(利用支援担当)	078-322-6923